衆憲資第62号

衆議院憲法調査会における 「安全保障・国際協力・非常事態」に関する これまでの議論

平成 17 年 2 月 衆議院憲法調査会事務局

この資料は、平成17年2月3日(木)の衆議院憲法調査会において、「安全保障・国際協力・非常事態」をテーマとする委員間の自由討議を行うに当たって、委員の便宜に供するため、幹事会の決定に基づいて、衆議院憲法調査会事務局において作成したものです。

上記の調査テーマに関するこれまでの憲法調査会における委員の意見等の 分類整理を試みたものです。

安全保障・国際協力全般

第1		安全保障・国際協力のあり方と平和主義	···· 1
1 2 3	2	安全保障及び国際協力と平和主義との関係 国際協調主義と日米同盟の関係 核兵器と憲法	3
第2	2	9条に対する評価	6
1 2 3	2	9 条が果たしてきた役割に対する評価 ····································	6
	5	安全保障	
第1	I	自衛権の保持・行使のあり方	10
1		自衛権の憲法への明記の是非	
第 2	2	集団的自衛権	12
1 2 3	2	集団的自衛権の行使の是非 集団的自衛権の行使を認める場合、憲法に規定することの是非 集団的自衛権の行使を認める場合、行使に限度を設けることの是非 …	13
第3	3	自衛隊	15
3	1 2 3 1	自衛隊に対する評価	·· 16
第4	1	交戦権	18

第	5	日米安保関係 19
		国際協力
第	1	国際協力全般
	1	国際協力の推進と憲法との関係
	2	国際協力の主体 ····································
	3	国連平和維持活動への参加
	4	武器使用基準、PKO 五原則等と憲法との関係 ······· 25
第	2	国連の集団安全保障活動及び安全保障理事会
	1	国連の集団安全保障活動と憲法との関係
	2	国連における常設的な実力組織の創設等の是非
	3	その他の集団安全保障活動に関する事項 28
	4	安保理常任理事国入りの是非と憲法との関係 29
	5	国連の機能強化30
第	3	地域安全保障 31
	1	アジアにおける安全保障の枠組の必要性 31
	2	アジアにおける安全保障の枠組のあり方 32
	3	地域安全保障と FTA 等の経済との関係 · · · · · · · · · · · · · 33
第	4	国家主権の移譲と憲法との関係 34
		非 常事態
第	1	非常事態と憲法 35
	1	憲法上の規定を設けることの是非
	2	憲法上に規定する場合の規定事項等
筆	2	その 他

衆議院憲法調査会における 「安全保障・国際協力・非常事態」に関するこれまでの議論

安全保障・国際協力全般

第1 安全保障・国際協力のあり方と平和主義

- 1 安全保障及び国際協力と平和主義との関係
 - ア 安全保障や国際協力において武力の行使を認めることに肯定的な意見
 - a 我が国が武力を保持しない限り平和であると考えたり、「諸国民の公正と信義」を信頼することで足りるとするのは、現在の国際認識として妥当でない。日本の安全及び生存を諸国民の公正と信義に委ねるのでなく、国民の生命及び財産を守ることを国家の役割として前文に明記すべきである。
 - b テロやミサイル攻撃等の現実の脅威がある中で、国の主権を守り、 国民の生命財産を守るため、防衛体制の整備は当然であり、武力を使わ ざるを得ない場合もある。
 - c 国際協力に際して軍事協力を行わないという憲法上の制約は、我が 国が世界平和のために主導性を発揮することに対して重大な足かせと なっている。軍事協力を含む国際協力により国際社会の平和を維持する という積極的な平和主義の立場に立つべきである。
 - d 憲法は国権の発動としての武力の行使を禁じているが、国連の指揮下での集団的強制措置への参加を禁ずる条項はなく、現行憲法下でも、国連憲章7章の強制措置への我が国の参加は可能であると解釈できる。国連の下での集団安全保障措置への参加も、武力の行使を伴う場合は違憲としてきた内閣法制局の解釈をまず変更すべきである。

イ 安全保障や国際協力において武力の行使を認めることに否定的な意見

- a 戦争は国民の生命や財産を犠牲にすることから、たとえ自衛権の行使であっても、戦争は認められない。すなわち、武力の行使による安全保障は認められない。9条が日本の侵略戦争への反省に基づくものであることは、国民の一致した認識でもある。また、このような安全保障の方向性は、我が国が国際社会に復帰する際の公約になっていたものである。
- b 安全保障は二国間の軍事的同盟関係ではなく、多国間の信頼の醸成

によって得られる。

- c 9条の理念を実現するために、紛争の未然防止及び紛争が生じた場合の平和的解決へ向けての外交努力を行うべきである。なぜなら、平和は武力の行使によっては実現しないからである。例えば、地域紛争への対処として、自衛隊の派遣よりもNGOの活動を活用することが平和の実現につながる。すなわち、9条をもつ国として、国際協力に当たっても、非軍事的な手段による支援活動に徹するべきである。
- d 国際社会の共通の利益のために武力行使を認める国連憲章に基づく 集団安全保障についても、日本国憲法は、我が国がこれに参加して武力 行使をすることを認めていない。憲法は、国連憲章の平和の理念をさら に進化させたものとなっている。
- e 我が国は、憲法の平和主義を実践して戦争と軍備を否定し、問題や 紛争の解決を非暴力の手段、方法によって行うべきであるという考え方 に立つ「良心的軍事拒否国家」を目指すべきである。

ウ 平和主義、国際協力、武力の行使などに関するその他の意見

- a 自衛権による武力行使と国際協力による武力行使の議論が混乱して おり、武力行使に関するこれらの解釈について整理する必要がある。
- b 平和憲法の象徴である9条を堅持し、国民主権主義、恒久平和主義、 基本的人権の保障の三原則は普遍のものと確認した上で、憲法について 論ずるべきである。
- c 日本は経済大国になり、国際的な平和と安全の維持や自由貿易体制 の維持などを担うことが、国際的な責任として要請され、また、国益を 守る観点からも必要になってきている。一国平和主義から脱却して国際 の平和と安定のために十分な貢献をすべきである。
- d 国際協力について、人間の安全保障の観点から取り組むことが重要である。
- e 一人一人の人間の豊かな可能性を引き出し、意義ある生活が送れるよう支援を行うヒューマン・エンパワーメントと、支援地域の社会秩序維持に関し、国家が十分に機能を発揮できない場合に、軍事力の提供をも含む支援を行うプロテクションの側面を有する「人道上の人間の安全保障」という未来志向の強靱な平和主義を実現すべきである。

2 国際協調主義と日米同盟の関係

ア 国連を中心とする国際協調主義をより重視する意見

- a 国連中心主義は憲法制定時からの理念であり、日本の自立のために中心軸とすべきものである。
- b 我が国は、国連、米国、アジアの三つを柱として外交を展開している。国連の現状は楽観的でないが、この外交の方向は間違っていない。 国連に代わる世界秩序を維持しうる機構は他になく、国連中心主義の立場に立って、国連が機能するように国連改革を求めるべきである。
- c 国連憲章は、地域的取極めは国連の目的及び原則と一致することを 条件としており、米国との同盟関係を国際協調より重視することは適当 ではない。日米安保条約は、憲法の国際協調主義の下位の概念であり、 選択肢の一つとして締結されていると考えるべきである。
- d 直接武力攻撃を受けた場合の自衛権の発動は当然であるが、国際社会の平和はあくまで国連の枠組の中で保たれるべきである。自衛隊の参加も含め、国連を中心とした国際協力活動に積極的に参加するという国連中心主義に立つべきである。
- e 日本は憲法の精神から、国連中心主義を強調してきたが、国連への期待は冷戦崩壊後、一層高まっている。米国の単独行動主義に対して、国連を中心とした平和の秩序の構築の実現が求められている。イラク戦争に至る過程で国連の機能低下が指摘されたが、国連は戦争を食い止めるための本来の機能を発揮した。

イ 国連中心主義に懐疑的な意見・日米同盟をより重視する意見

- a 国連に全てを委ねるのではなく、まず、自国において安全が確保できるようにすべきである。その上で日米同盟のあり方や国連の平和維持機能を多角的に考えるべきである。
- b 国連は利害が激しくぶつかり合う場である。日本人は国連を公平公正で大所高所から正しい判断をすると信じている節があるが、安保理常任理事国は、世界平和の確保の理念のほか、自国の利害を基本に行動していることを念頭に置くべきである。国連に過度に期待するより、日米同盟関係を通じて安全保障体制を構築することが国益に適う。
- c 国際協調と日米同盟とでは、国際協調が上位概念であるが、国連は機能しておらず、日米同盟を重視せざるを得ない。国連自体の改革を待たずに国連に依存すべきでない。

ウ その他の意見

a 日米安保条約には、国連憲章に従うことが規定されている。国連を中心とする国際協調体制と日米安保体制を対立するように言うのは事の本質が違う。

3 核兵器と憲法

ア 核兵器を廃絶すべきとの立場からの意見

- a 我が国は唯一の核被爆国であることから、安易に核抑止に依存すべきでない。また、核廃絶を訴えながら米国の核抑止に頼ることは疑問であり、日本独自の防衛の仕方を研究すべきである。
- b 核抑止論から脱却しない限り核兵器拡散の危険性は続くのであり、 核廃絶と矛盾する核抑止論は認められない。また、核兵器廃絶は国際社 会の世論となっており、核の脅威論や核の傘論は支持を失っている。核 兵器の保有は憲法違反であり、平和主義を掲げる憲法の精神を活かして 核兵器の廃絶に努力すべきである。
- c 北東アジア非核地帯構想を実現すべきである。
- d 核廃絶や非核三原則について憲法に明記すべきである。

イ 核抑止力を積極的に評価する意見

a 米国の核抑止に依存しないと、必要最小限とされる自衛権だけで我が国の安全は保てない。

- <安全保障及び国際協力と平和主義との関係>
- ・日本だけが平和であればよいという絶対的な平和主義に対する姿勢を変える必要がある。日本は過去の侵略戦争等を反省し、周辺諸国の理解を得つつ、自衛隊の派遣を含め、世界の平和秩序の維持に積極的な役割を果たすべきである。(大沼保昭参考人)
- ・日本の安全を地球規模で考えることが重要であり、日本から遠く離れた地で軍事力を行使することが必要となる場面も想定しうる。ただ、軍事力だけでは対応できない問題も多く発生していることから、政治、経済、社会にわたる総合的な取組も同時に必要である。(菊池努参考人)
- ・国際社会では、国家の安全保障から人間の安全保障へという考え方の転換が進み、人間の安全保障に軍事力が寄与し得ないことが明らかになり つつある。日本は、憲法が掲げる人間の安全保障を確固たる哲学として 貫き、軍備の廃止等の具体的施策を講じるべきである。(浦部法穂意見陳

述者)

- ・人間の安全保障を国家理念として掲げ、軍備の撤廃、非核地帯の設置な どその具体化を図ることが重要である。ただし、国家の安全保障と人間 の安全保障とは対立する概念ではなく、人間の安全保障を基準とした国 家安全保障政策を考えるべきである。(武者小路公秀参考人)
- ・東アジアにおいて、各国の軍備レベル及び国境の壁を低くすることにより、各国間の相互依存関係を強化し、軍事、エネルギー、食糧等を含む総合安全保障を確立すべきである。(進藤榮一参考人)

< 国際協調主義と日米同盟の関係 >

- ・日本は、国連という枠組を用いて世界平和の実現に向けて努力することにより、国際的な評価と信頼を得ることができ、ひいてはそれが自国の安全に繋がる。(小川和久参考人)
- ・国連による制裁発動には限界があり、国家間協力の枠組において解決せ ざるを得ない。国連中心ではなく、抑止力や勢力均衡により、平和を維 持すべきである。(北岡伸一参考人)
- ・国家同士の国益が衝突する場である国連に、日本の安全保障を委ねることは危険である。戦後、日米安保条約の下で日本が侵略されなかった事実を踏まえると、米国と協調しながら国際社会において貢献していくのが望ましい。(安保克也公述人)
- ・日本は、日米安保という基軸的な安全保障体制を段階的に対等な関係として再構築しつつ、国家間関係以外の要因で生ずる脅威に対応できるよう、近隣アジア諸国との多極的かつ総合的な集団安全保障体制を構築すべきである。ただし、その体制は、軍事力を集団的に共有するなど軍事同盟としての性格が薄いものとすべきである。(姜尚中参考人)

<核兵器と憲法>

- ・政府は武力の行使や威嚇ではなく、政治的、経済的な手段により、積極 的に平和主義を実現する努力をしなければならない。その方策としては、 国内的には非核三原則の厳守、非核法の制定、国際的には、非核地帯条 約、特にアジア地域非核条約の締結などが考えられる。(石村善治意見陳 述者)
- ・大量破壊兵器及び核廃絶は、日本だけではなく世界の念願であることを 日本は明確に打ち出すべきである。(白石正輝公述人)

第2 9条に対する評価

1 9条が果たしてきた役割に対する評価

ア 9条が果たしてきた役割を積極的に評価する意見

- a 現行の憲法は優れた憲法であり、戦後の日本の平和と安定・発展に大きく寄与してきた。
- b 9条は単なる理念ではなく、軍事大国に進まない歯止めとなっている。 日本の平和が守られてきたことに平和主義は大きな貢献をしている。
- c 9 条と前文に基づく平和主義と徹底した平和主義への国民の努力が 我が国の平和に大きな貢献をしてきたことは、アジア各国からの平和主 義への支持と積極的な評価からも明らかである。

イ 9条が果たしてきた役割について一定の留保を付す意見または否定的 に評価する意見

- a 日米安保条約及び自衛隊の存在があったからこそ、我が国は、平和 と経済的繁栄を享受してきた。9条があることにより、日本が紛争を起 こさず、他国にも侵略されていないとする議論があるが、我が国の平和 と安定は、冷戦下の日米同盟関係に負う。
- b 9 条は日本の復興から高度成長の時期に日本のために歴史的役割を果たし、戦後当時の理想や国際情勢を反映した非戦の思想などの優れた原理により日本の発展や世界の平和に貢献してきたが、現在、9 条と国際社会の現実とが乖離し、解釈でこれを取り繕った結果、憲法の軽視と形骸化が生み出されている。

2 9条改正の是非

ア 9条を改正すべきとする意見

- a 国民の生命及び財産を守り、一国平和主義の批判から脱却するため、平和主義を今後も充実発展させる形で9条を改正すべきである。現実的に平和を確立するために、国の防衛のような国家の基本的事項は憲法に明記すべきである。1項の侵略戦争放棄の理念は今後も堅持すべきであるが、2項を削除し、個別的・集団的自衛権の保持及び行使について明記し、国の防衛・国際貢献を担う主体として自衛隊の位置付けを明記すべきである。
- b 国際貢献として、人的支援が要請されているが、自衛隊の海外派遣 に関する法律をみると憲法解釈はかなり限界にきている。より積極的に 国際貢献をできるように憲法を見直すべきである。

- c 国際情勢の変化に解釈の積重ねにより対応してきた結果、憲法規定と解釈運用との乖離が顕著になっている。また、解釈での対応に限界がきており、憲法の軽視と形骸化が生み出され、法治主義の原則に照らしても問題がある。さらに、9条の解釈は国民にわかりにくいものとなっている。以上のことから、9条そのものの見直しが必要である。
- d 政策の必要性の下で内閣法制局によって憲法が拡大解釈されることにより、結果的になし崩し的に憲法違反をしているおそれもあることから、憲法に明確な歯止めを書き込むべきである。
- e 国際社会の信頼を得るためにも、安全保障の基本原則を確立し、自 衛権について基本部分を憲法に明記するか、安全保障に関する基本法に おいて示すべきである。

イ 9条を維持しつつ、所要の規定を追加すべきとする意見

a 9条1項及び2項を堅持し、自衛隊の存在や国際貢献のあり方について3項を設けて明らかにする「加憲」の方法が適当である。

ウ 9条を堅持すべきとする意見

- a 戦争の放棄、戦力の不保持及び交戦権の否認を定めた 9 条を初めとする恒久平和主義の点で、日本国憲法は世界に誇るべき内容を持っている。9条は時代の先駆けをなすものであり、武力行使の違法化の歴史や、イラク戦争における世界の流れを見ると、戦争が違法であることを前提とする 9 条は、1 項、2 項ともに変えてはならない。
- b 軍隊や軍事力によらなくても国際貢献は十分可能であり、1、2 項と も改正する必要はない。
- c 9条を持つ国として信頼されてきた国が、アジアと世界の軍事的な緊 張をつくる根源になることは避けるべきである。
- d 9条の改正は、米国の対外政策に直ちに対応するためのものであり、 日本を米軍とともに海外で戦争できる国に変えてしまうことになる。
- e 現実と憲法との乖離は、立憲主義の立場から、憲法の理念に合致していない現実を、憲法に引き寄せて解決すべきである。為政者の憲法の拡大解釈により憲法の理念がなし崩しにされているが、憲法と現実の乖離を、憲法に違反した事実に合わせて憲法を変えることで調整することは憲法の改悪であり、96条が予定する改正ではない。
- f 世論調査では国民の多数が9条の改正に賛成していない。

3 その他

a 憲法と現実の間の矛盾を埋めるために、国家の安全保障と国際協力 の問題について考え方を明らかにするための基本法を制定すべきであ る。

(参考人等の発言)

- < 9 条が果たしてきた役割に対する評価 >
- ・強大な軍事力を有する諸国に囲まれた日本が、非武装に徹することで平和を享受することは困難であり、日米安保条約が日本の安全の条件であった。つまり、日本の平和は、9条ではなく、日米安保条約により維持されてきたと考える。(北岡伸一参考人)
- ・9 条の理念は国民に深く根づき、国際的な評価を得ている。日本と世界を 再び戦争の惨禍に巻き込むことのないよう、9 条を遵守すべきである。(森 信幸公述人)

< 9 条改正の是非 >

- ・日本周辺の安全保障環境が大きく変化する中で、憲法は制定以来一度も 改正されておらず、憲法と現実との矛盾は深まっている。にもかかわら ず、解釈による憲法の運用に固執し続けることにより、安全保障の面で 国益を害する事態が生じている。(坂上八ツ子意見陳述者)
- ・国家の役割の一つは、戦争や領土の侵犯等の国家主権の侵害に対応することである。憲法はそのための手段であって、軍隊を持たないことを目的としているのではない。国家主権の侵害が現実化している現在、時代に合わなくなってきた憲法を変えるべきである。(秀道広意見陳述者)
- ・9 条が規定する一方的な戦争放棄は、国際社会における保障やそれを尊重 する環境がない状況の下では、単なる宣言に終始し、非現実的である。(ペマ・ギャルポ公述人)
- ・9 条に関する政府解釈は整合性がとれておらず、また、国家の基本原理に関わる安全保障問題に解釈の変更により対処することは、国民の憲法に対する信頼を損なう。(大沼保昭参考人)
- ・法が正義の実現を目指す以上、法規範の内容と現実の間に乖離が生じることは当然である。憲法が現実に合わないから直ちに変更するとの考え方には論理の飛躍があり、憲法の理念を実践する際にどこまで努力したかが、まず問われるべきである。(村田尚紀公述人)
- ・9 条は、侵略戦争の放棄、戦力の不保持等により平和主義を徹底させたこと、平和と人権が一体を成すものとして構成されていること等の点にお

いて先駆的であり、世界からも高く評価されている。9条改正による軍隊保有、海外派兵等は、憲法の平和主義の徹底性及び一貫性の破壊につながる。(小田中聰樹意見陳述者)

< その他 >

- ・9条1項は、国際連盟規約、不戦条約等に示された国際協調による平和という考え方を発展させたものであり、多くの国の憲法で既に採用されている。他方、2項は、世界でも稀な規定であるが積極的に採用する国は存在せず、また、法理的に不自然であり、日本が国際平和の維持に向けた積極的な外交政策を展開する上での制約要因となっている。(北岡伸一参考人)
- ・現行憲法の解釈上も自衛のための武力行使は否定されていないことから、 侵略行為を意図しない限り改憲を必要としない。国際協力のための 9 条 改正は、自衛以上の武力行使、あるいは、侵略と隣り合わせあるいは区 別がつかない武力行使に繋がるおそれがある。(浅岡美恵公述人)
- ・日本の安全保障問題については、9条ではなく安全保障に関する基本法の中で詳細に規定し、国際状況の変化に対応していくことが得策である。9条は、現在のように、日本が、戦争や安全保障の問題に臨む基本的な姿勢を示せば足りる。(江橋崇公述人)

安全保障

第1 自衛権の保持・行使のあり方

1 自衛権の憲法への明記の是非

ア 明記すべきとする立場からの意見

- a 国及び国民の生命や財産を守ることは、国家の最低限の義務であり、また、個別的自衛権や集団的自衛権は、国家の自己保存権として、その保持と行使が国際的に認められていることから、自衛権を憲法に明記すべきである。
- b テロやミサイル攻撃の脅威など緊迫度を増す国際情勢を踏まえ、防 衛体制整備のために個別的、集団的自衛権を含む自衛権の保持を明記す べきである。
- c 自衛権は国の崇高な権利であることを明記すべきであると同時に、 個別的自衛権であれ、集団的自衛権であれ、その行使は抑制的でなけれ ばならず、直接侵略があったとき、又は、そのまま放置すればそのおそ れがある場合に、他に方法がないときは、必要最小限において自衛のた めの武力行使を行うことを憲法に明記すべきである。
- d 9 条の解釈により自衛隊の活動範囲を拡大することには限界があるので、個別的及び集団的自衛権を憲法に明記して、規範の裏付けをすべきである。
- e 9条は自衛権を否定しておらず、我が国が個別的自衛権及び集団的自衛権を含む自衛権を有することは当然であるが、自衛権の発動の限界など、自衛権行使のルールを明記する必要がある。
- f 9条は、個別的自衛権すら認められないという解釈が出てくることから、個別的自衛権を認める一方で、集団的自衛権は認めないと整理をした上で、これを明らかにするように加憲をすべきである。
- g 将来、国連の安全保障体制が機能するまでは、自衛権の発動で日本 の安全保障を確保するという建前を憲法に明記すべきである。

イ 明記することを要しないとする立場からの意見

a 自衛権が国家固有の権利である以上、我が国が自衛権を保持、行使できるのは当然であり、憲法に明記する必要はない。

ウ 武力による自衛権の行使に否定的な意見

a 9条は自衛権を否定するものではないが、9条の立場から、中立及び

軍事力によらない自衛を図るべきである。

b 主権国家における自衛権を否定するものではないが、発動については9条が明確に規定する。戦争による自衛権の行使は国民の生命や財産を犠牲にすることから、非暴力の抵抗により対処すべきである。

2 その他

- a 先制攻撃による自衛権行使は疑問である。急迫な侵害を受けていない場合の武力行使は、国際法の下では許されない。武力による急迫不正の侵害を受けた場合に限り、武力による阻止や反撃を行うべきである。
- b 日本の領域保全のために自衛権を行使すべきであり、他国の領域、 海外での武力行使は許されない。また、日米安保条約に基づき、日本が 盾、米国が矛として日本の安全を守るとの見方に立つ。
- c 専守防衛に係る防衛力をミサイル発射等へ対応できるよう、ミサイル基地攻撃能力にまで高める必要がある。
- d 攻撃された場合には、専守防衛の形の中で国を守るべきである。また、専守防衛の考え方を9条に明記することも検討すべきである。

- <自衛権の憲法への明記の是非>
- ・武力攻撃を受けた場合に国民を守ることは、国家の責務であり、国際常識である。したがって、侵略戦争を否定する9条1項を堅持した上で、2項について、削除、自衛戦争の容認の明記、自衛戦争及び国際安全保障上の共同行動への参画の容認の明記、後段の削除、これらのいずれかの改正を検討すべきである。(五百旗頭真参考人)
- ・憲法は、自衛権に関して何も述べていない。しかし、本来自衛権は、急 迫不正の侵害に対して武力により排除することを含む概念であることか ら、憲法は自衛権を否定していると考えられる。(浦部法穂意見陳述者)
- ・自衛権は国家の権利であり、その行使の是非や方法は、国際法上認められる範囲内で、各国の自主的な判断に委ねられている。したがって、武力をもって自衛権を行使しない旨を憲法に定めることと、国際法上自衛権を有することとは矛盾しない。(松井芳郎参考人)
- ・自衛権は、自然権及び国家主権の一要素であり、憲法上否定されるものではない。しかし、9条は、自衛権の行使の手段としての武力の行使等を禁止するとともに戦力の不保持を定めていることから、それ以外の手段により自衛権を行使することを求めるものである。したがって、侵略を受けた場合でも非暴力・不服従の抵抗をすることが、憲法の想定する自

第2 集団的自衛権

1 集団的自衛権の行使の是非

ア 集団的自衛権の行使に積極的な意見

- a 集団的自衛権は各国が持つ自然権であり、国連憲章において行使が 容認されている。
- b 自衛権は、個別的自衛権と集団的自衛権を一体として捉えるのが国際常識である。集団的自衛権だけを取り出して、保有するが行使できないとする政府の解釈は、国際法秩序の流れにそぐわず、また、理解できない。
- c 民族紛争や北朝鮮の脅威など緊迫度を増す国際情勢を踏まえ、集団 的自衛権を憲法に明記すべきである。
- d 防衛や国際貢献を有機的、実効的に行うためにも、集団的自衛権の 行使を認める必要がある。一国平和主義から脱却する意味でも集団的自 衛権の行使を認めるべきである。
- e 米国との対等な同盟関係を構築するために、集団的自衛権の行使を認めるべきである。他国と安保条約を締結する場合にも対等な関係とする必要があることから、集団的自衛権を認めるべきである。

イ 集団的自衛権の行使に否定的な意見

- a 現行憲法は集団的自衛権を認めていない。また、9条の解釈として、 集団的自衛権を持たないと考えることが憲法学会でも通説である。
- b 集団的自衛権は、国連憲章上、例外的かつ暫定的なものとされている。また、現実には軍事同盟の根拠とされ、攻撃権と同じであるが、世界の多くの国は軍事同盟に参加しておらず、こうした方向が国際的な潮流となっている。
- c 歴代政府は、集団的自衛権は国連憲章で国際的に認められているが、 我が国は行使しないという統一見解を公にしているが、これが解釈によ り変遷し、混乱が生じていることから、統一見解の原点に戻るべきであ る。
- d 集団的自衛権の行使は、世界の各地で行われる米国の戦争に自衛隊 が制約なく参加できるようにするものである。
- e 武力によらないという憲法の理念から、我が国は非軍事分野での国

際貢献をすべきであって、集団的自衛権の行使を認める憲法改正を行うべきでない。

f 集団的自衛権の行使を認めることは、アジア諸国に対して不信感と 脅威を与える結果となることから、これを認めるべきでない。

ウ その他の意見

- a 地域安全保障の枠組を設ける際に、集団的自衛権が行使できないことが我が国の安全保障の選択肢を狭めたり、外交上の足かせになる可能性がないかについて検討すべきである。集団的自衛権の行使がすべて我が国を防衛するための必要最小限度の範囲を超えるのかについて議論し、憲法上、集団的自衛権を有しているかについて確認すべきである。
- b 憲法改正や憲法解釈によって集団的自衛権を今すぐ認めることには 賛成しない。まず平和主義を大原則とし、その上で経済、外交、政治も 含めた地域安全保障や、国際環境が許さない場合に集団的自衛権の行使 について考えるべきである。
- c 集団的自衛権の行使は、自然権として認められる。我が国は自重してその行使を認めていないだけである。
- d 集団的自衛権よりも個別的自衛権の方が自制的であるとされるが、 行使の程度によっては、この考え方は必ずしも当てはまらないのではないかということ、また、集団的自衛権と武力行使との一体化との関係に ついて、検討すべきである。

2 集団的自衛権の行使を認める場合、憲法に規定することの是非ア 明記すべきとする意見

a 集団的自衛権の行使のような重要問題を解釈の変更により実施すべきでなく、憲法を改正して行使できるようにすべきである。憲法解釈を変更して、安全保障に関する基本法を制定して、集団的自衛権の行使を認めるとする主張もあるが、憲法の下位にある法律により集団的自衛権を認めることには、無理がある。

イ 明記することを要しないとする意見

- a 自衛権が国家固有の権利である以上、我が国が集団的自衛権を含む 自衛権を保持、行使できるのは当然であり、憲法に明記する必要はない。
- b 政府解釈は、集団的自衛権の行使は自衛のための必要最小限度を超えるため認められないとするが、その限度は、時代に応じ変化している以上、憲法改正をしなくても集団的自衛権の行使は可能である。

c 集団的自衛権の保有と行使を憲法上明確に位置付けるべきであるが、 改正論議と並行して、国会での議論を経て政府解釈を変更し、安全保障 に関する基本法を制定してその行使を認めることも可能であると考え るべきである。

3 集団的自衛権の行使を認める場合、行使に限度を設けることの是非

- a 集団的自衛権を含めて、自衛権の行使は抑制的でなければならず、 直接侵略があったとき、または、そのまま放置すればそのおそれがある 場合に、他に方法がないときは、必要最小限において自衛のための武力 行使を行うことを憲法に明記すべきである。
- b 集団的自衛権は、 同盟国間、 東アジア地域、 我が国の防衛の 目的に必要不可欠、などの限定を付けて認めるべきである。
- c アフガン空爆やイラク侵攻に参画するような「能動的集団的自衛権」 は認められないが、後方支援等の「受動的集団的自衛権」は、憲法改正 により認めてもよい。
- d 世界平和が瞬時に危機にさらされる今日、我が国は、いずれの場所においても役割を果たすべきであるから、集団的自衛権の行使に限定を設けるべきでない。集団的自衛権行使の歯止めは、国連への発言権を日本が確保することである。
- e 集団的自衛権の発動により米国周辺での活動も可能であると考えるが、その場合においても国際的な合意は必要である。

- <集団的自衛権の行使の是非及び憲法に規定することの是非 >
- ・集団的自衛権に関する政府解釈は、当時の情勢の中では適切な判断であったといえる。しかし、今日の日本が置かれている国際情勢や今後の日米同盟のあり方から考えると、個別的自衛権と集団的自衛権とを区別することなく、自衛権を国家が普通に行使できるようにすべきである。(森本敏参考人)
- ・共通の脅威に対しては、一国で対処するより多数の国で対処する方が抑制的であることから、集団的自衛権の行使は認められないとする政府解釈は妥当でない。(五百旗頭真参考人)
- ・集団的自衛権は他衛であることから、その行使を認めると、日米同盟に 基づき米国が必要とする戦争に日本が参戦し、ひいては、憲法を破壊す ることにつながる。(草薙順一意見陳述者)
- ・集団的自衛権に関する政府解釈は理屈に合わず、また、集団的自衛権に

は、武力の行使を含まない行使の態様もあり得ることから、内閣総理大臣が公式に言明すれば、現行憲法の下でも集団的自衛権を行使することは可能である。また、自衛軍及び自衛措置に関する規定を設けることで、当然、個別的自衛権及び集団的自衛権の行使は認められると考える。(中曽根康弘公述人)

- <集団的自衛権の行使を認める場合、行使に限度を設けることの是非>
- ・集団的自衛権を行使する場合、何らかの線引きがなければ際限なく拡大 する危険性があることから、その行使を無条件で肯定するという考え方 には賛成し難い。(武村正義公述人)
- ・日本の安全に関わる問題は、領土だけではなく、周辺地域や国際社会全体と関わることから、集団的自衛権の問題をあらかじめ狭く限定することが果たして実効性のあるものかどうか疑問である。(菊池努参考人)

< その他 >

- ・集団的自衛権の行使に関する政府解釈は、その行使を否認することで、 我が国が軍事大国化することに歯止めをかけている。(田口富久治意見陳 述者)
- ・集団的自衛権の行使を可能となるように解釈を変更すれば、9条全体を根本から見直す必要がある。従来の解釈との整合性を保ちつつ、解釈で処理できるかどうかは、非常に難しい問題である。(津野修参考人)

第3 自衛隊

1 自衛隊に対する評価

ア 自衛隊を積極的に評価する意見

- a テロやミサイル攻撃等の現実の脅威がある中で、国の主権を守り、 国民の生命財産を守るため、防衛体制の整備は当然である。
- b 日本の安全を、「諸国民の公正と信義」に委ねるとする認識は、現在 の国際常識として妥当ではなく、国民の生命及び財産を守ることは国家 の役割である。また、軍事力が抑止力となり平和を現出していることを 認識すべきである。
- c 9条2項は個別的自衛権を放棄しておらず、また、自衛のための実力 の保持は戦力に当たらないことから、自衛隊は合憲である。
- d 自衛隊は、憲法に規定がなくても、自然権的な自衛権に基づき存在 している。

イ 自衛隊を消極的に評価する意見

- a 自衛隊は明確に憲法に反する。憲法学会の通説も、自衛隊を違憲としている。現状と憲法の間に差が生まれた場合には、立憲主義の立場から、憲法に事態を引き寄せて解決すべきであり、憲法は、戦力の点で自衛隊の段階的な解消を求めている。
- b 自衛隊は、現在、災害緊急出動や国土保全のため必要な存在として 人々に認識されているが、他方、近年の海外における活動は平和憲法の 理念からかけ離れ、軍隊としての色彩を強めている。
- c 米国の側から憲法違反を承知で軍隊をつくらせ、集団的自衛権を持たせようとするのは、押しつけ改憲論である。
- d 自衛隊は合憲であることを認めつつ、災害対策のための別組織や国 土防衛隊への縮小、改組など、憲法の理念に近づける努力をすべきであ る。将来的には非軍事国家を目指すべきである。
- e 国民は、専守防衛、非軍事大国化、非核三原則、文民統制などの理念の下で、自衛隊を認めている。しかし、クラスター爆弾の存在などは専守防衛の域を超えており、防衛費の大きさを見ると、歯止めがないことが懸念される。

2 自衛隊の憲法上の位置付け

ア 憲法に明記することに積極的な意見

- a テロやミサイル攻撃の現実の脅威の下、防衛体制整備のために自衛 隊権の存在を憲法に明確に位置付けるべきである。
- b 自衛隊は 9 条の下で合憲であると考えるが、自衛隊の存在を明確に するために、その位置付けを憲法に明記すべきである。
- c 自衛隊の位置付けが憲法上曖昧であることから、憲法にこれを明記 すべきである。
- d 戦力不保持を規定する 9 条 2 項から、自衛隊を根拠付けることは無理であり、また、国民が、自衛隊は 9 条に反しているのではないかという疑念を抱くことは当然であるので、これを解消するために自衛隊の位置付けを憲法に明記すべきである。
- e 自衛隊に対する歯止めや活動の内容が9条2項では不明であるため、 専守防衛の考え方など明確な安全保障の原則と自衛隊の行動原則を憲 法に明記し、内外に示すべきである。
- f 個別的自衛権については国民的コンセンサスがあり、自衛隊の災害 救助活動や国連平和維持活動を国民は評価していることから、自衛隊を 憲法に明記すべきである。

イ 憲法に明記することを要しないとする意見

- a 9条は自衛権までも放棄したものではないとする解釈の下で、自衛隊 の整備が図られている。
- b 自衛隊はあくまで専守防衛に徹すべきであり、他国に対して武力行 使をしてはならないとする9条の下で活動すべきである。

ウ 明記することに否定的な意見

1イ「自衛隊を消極的に評価する意見」と同様。

3 自衛隊に関する規定を憲法に置く場合の規定の内容等

- a 自衛隊を日本の防衛と国際貢献を担う組織として明確に位置付ける べきである。
- b 平和主義の下でも軍隊を持つことができることを明記すべきである。 あるいは、自衛のための戦力の保持を明記するか、又は、戦力不保持を 規定する2項を削除すべきである。
- c 内閣総理大臣の自衛隊に対する最高指揮監督権を、憲法上に規定すべきである。
- d 自衛隊の装備をどの程度防衛的なものに限るべきかを憲法事項とすべきである。

4 その他

- a 自衛隊は自衛のための必要最小限度を超える実力を保持し得ないな どの制約があり、通常の軍隊とは異なる。
- b 政府自身が自衛隊を合憲的存在とするために課してきた専守防衛や 文民統制、武器輸出三原則などの諸原則を破ろうとし、自衛隊の軍事化 が進む中、国会において国民が納得するような議論がなされなくなって きた。
- c ドイツの緊急事態法制においては議会による統制が貫徹されていることを参考に、自衛隊に対し監視・規制を十分に行い、また、議会内の少数者の調査権限を強化することにより、シビリアン・コントロールを実効性のあるものにすべきである。特に、自衛隊の海外派遣に当たっては、国会の事前承認か事後承認などの関与が必要である。
- d 法の支配の観点から、本来は、自衛隊の存在を憲法上明記し、憲法 によりこれをコントロールすべきである。しかし、単独行動主義をとる 米国と行動をともにし、国際法上の原則に従わないのであれば、自衛隊

を憲法上の存在と認めることは難しい。

(参考人等の発言)

- < 自衛隊の憲法上の位置付け >
- ・自衛権は憲法上明白に否定されない限り存在し、また、自衛のための軍事組織を持たないことは国家の本質ではないことから、自衛隊の存在は合憲である。そして、一定規模の軍隊の保持及びその活動方針を憲法上明確にすべきである。(北岡伸一参考人)
- ・芦田修正の趣旨にかんがみれば、9条の解釈として自衛のための必要最小限度の軍事力を保持することは可能であり、自衛隊の存在は、違憲ではない。また、自衛隊の存在は多くの国民から認知されていることからも、9条の改正は必要ない。(進藤榮一参考人)
- ・自衛隊の存在は違憲であるが、現存する自衛隊をどのように日本の国益のために使うのか、憲法本来の趣旨にどのように近付けるのか等の議論は必要である。9条を改正すべきとは考えていないが、国民が同条を改正することで一致するのであれば、軍事力の行使を自衛権の発動及び国連の強制行動の場合に限定する諸外国の憲法に定められているような形で改正することも考えられる。(松井芳郎参考人)
- ・9条の文言解釈及び立法者意思にかんがみれば、自衛のための戦力の保持 及び自衛戦争は認められるという解釈は妥当でない。違憲の存在である 自衛隊を直ちに解体することは現実的でないが、自衛隊の規模を縮小し、 災害救助、PKO等を任務とする非軍事的な組織へと段階的に転換させて いくべきである。(結城洋一郎意見陳述者)
- <自衛隊に関する規定を憲法に置く場合の規定の内容等>
- ・9条は、国と国民を守る組織が存在することについては明確にしていない。 これを明確にするため、同条3項に自衛軍の保持を明記すべきであり、こ のことは、平和憲法の理念に背くものではない。(松本健一参考人)

第4 交戦権

ア 交戦権を否認する規定の削除に肯定的な意見

a 9条は、自衛のための戦力の保持及び交戦権まで放棄したものと解釈できるため、主権国家の憲法規定として不適切である。諸外国等から侵害を受けた場合又は侵害のおそれが高いと判断された場合に限って、自

衛権の発動としての交戦権が認められること及びそれに対する文民統制を憲法に明記すべきである。

イ 交戦権規定を含む9条2項の削除に否定的な意見

- a 世界において武力紛争はなくなっていないが、9条の戦争放棄、戦力 不保持、交戦権の否認の規定の価値はいささかも失われていない。
- b 交戦権の否認規定は、少なくとも自衛権の行使や国連の安全保障活動への貢献を妨げるものではない。
- c 9条2項に規定する戦力不保持及び交戦権否認と自衛隊の存在という現実との間に、乖離が存在するが、2項を維持しつつ平和外交を展開することと、自衛権を追記して必要最小限の実力を備えることとは矛盾しない。

第5 日米安保関係

ア 現行の日米安保条約を肯定的に評価する意見

- a 憲法と日米安保条約は相補い合って役割を果たしてきており、両者 は矛盾しない。
- b 核の脅威や兵器のハイテク化に我が国一国で対応するならば、アジア地域に緊張を持ち込むことになることを考慮すると、日米同盟は非常に現実的な安全保障政策である。
- c 日米関係は、安全保障のみならず、経済、文化など多方面にわたり相互に密接に連携し合い、これにより我が国は、戦後、平和のうちに復興、繁栄することができた。今後も日米共同防衛体制を安全保障の基本原則の一つとして堅持すべきである。
- d 憲法の平和主義が世界から評価されてきたことは、日本の平和に対する米国等の寄与や日米安保条約の存在に帰することができる。

イ 日米安保条約の存続を前提としつつ、何らかの改善が必要とする意見

- a 日米安保条約は片務的な条約である。集団的自衛権の行使を認めて、 対等かつ双務的な日米関係を築く必要がある。
- b エネルギーの大半を中東から輸入している我が国としては、日米安 保条約の範囲が本土防衛だけでよいのか検討すべきである。
- c 日米同盟を維持・発展させると同時に、アジアにおける地域的集団 安全保障を構築すべきである。

- d 自分の国は自分で守るという観点から、日米安保条約に基づく米軍 の役割を段階的に縮小する一方、自衛隊を中心とした安全保障の確立を 図るべきである。
- e 米国の世界戦略の中で極東条項が空洞化していることを踏まえ、日 米安保条約の改定について議論すべきである。

ウ 日米安保条約を解消すべきなどの意見

- a 平和主義を掲げる憲法と日米安保条約は矛盾している。9条の精神に 沿って、日米安保条約を解消すべきである。
- b 先制攻撃戦略を掲げる米国と同盟関係を持つことは、我が国の国民の生命、安全を守ることにならない。また、在日米軍基地の果たす役割や位置付けについても、他国における紛争を解決する手段として日本に駐留する米軍が使用されているという観点から検討すべきである。
- c 日米安保共同宣言や新ガイドラインにより日米安保条約の適用範囲が拡大、変質し、憲法の理念が日米安保条約をはじめとする安全保障上の法体系の理念により空洞化されている。
- d 我が国がリーダーシップを発揮して平和を構築するためには、日米 安保条約の枠組を離れて、アジアにおける積極外交を展開していく必要 がある。

エ その他の意見

- a 拉致問題や不審船問題への米国の対応をみると、現実に日本が攻撃 された場合、日米安保条約は言葉どおりには機能しないと考える。
- b 日本は多額の米軍駐留費を負担し、在日米軍基地の使用を認めていることから、日米安保条約は片務条約ではなく、双務的な内容を帯びた 互恵的条約である。
- c 日米地位協定は不平等、不公平であるため、改定すべきである。
- d 日米安保条約を双務的なものに転換することは、違憲である集団的 自衛権の行使に当たる活動を我が国に求めることとなるので、反対である。

- <日米安保関係>
- ・日米安保条約の基本を変更する必要はないが、現在の片務性を改め、信頼関係に基づく完全な双務性のある関係に早期に近付けることが必要である。また、日本が戦える軍隊を持つことになれば、周辺諸国に対する

日米同盟の抑止力が高まる。(田久保忠衛参考人)

- ・駐日米軍が存在することが他国からどのように評価されるかという問題 を踏まえ、軍事中心の日米安保条約を破棄して、日米友好平和条約を締 結すべきである。軍事的連関が必要ならば、その後に考えていくべきで ある。(小田実参考人)
- ・多極的安全保障を構築することにより、米国の政策に対する独自の立場からの判断ができるよう、日米関係を「普通の関係」にすべきである。(姜 尚中参考人)
- ・日米同盟のような軍事関係を締結して、国内に外国軍隊の駐留を認めることは、戦力の不保持を定める9条に照らし、違憲である。(小林武参考人)
- ・日本は、米国の戦略拠点を支えており、憲法の制約の中で他国とは違う 形態の集団的自衛権を行使している。(小川和久参考人)
- ・日米同盟は、アジアにおける軍事的紛争が発生するのを抑止する手段として大きな公共的役割を担っているという認識が、アジア地域諸国に共有されつつある。(菊池努参考人)

国際協力

第1 国際協力全般

1 国際協力の推進と憲法との関係

ア 憲法に規定すべきとする意見

- a 国際社会において求められる貢献を行うために、憲法に国際貢献の 根拠や活動の権限を示す明確な規定を置くべきである。
- b 人間の安全保障を実践し、現在行っている国際貢献以上の貢献を行 うために、国際協力を積極的に行うとする規定や国際社会における我が 国の役割・責務等について定める規定を憲法に明記すべきである。
- c 国連を中心とした平和秩序を維持する活動への積極的な参加を安全 保障の基本原則として憲法に明記すべきである。
- d 海外派遣の必要が生じるたびに、9条の制約との整合性をとりながら 法律を制定して、自衛隊を海外に派遣するのではなく、自衛隊の海外派 遣についての根拠規定を憲法に置くべきである。
- e 国際協力や国際貢献の根拠規定を憲法に加えるのが望ましい。その際、平和維持活動や国際平和協力活動が、 国連決議に基づいていること、 武力行使を目的としないことなど幾つかの原則を明確にする必要がある。
- f 国際平和維持活動への参加のルールや平和の維持・構築への関わり 方など、我が国がどのような基準に基づいて国際協力を行うかについて、 憲法上ある程度明確にすべきである。
- g 現行憲法は、国際協力を担う実力組織や実力行使のための武器使用 の面で不足する部分があるので、これを憲法に規定すべきである。また、 軍事力の行使による国際協力が不可避である場合に、これを可能とする ような憲法改正をすべきである。
- h 武力行使の可能性も認めながら国際貢献に参加する分野は、事後処理的平和構築に限定すべきであり、このような国際貢献について、憲法に明文化すべきである。
- i 国民のコンセンサスや憲法改正要件を考慮すると、当面は平和的分野における国際貢献を規定し、それを超えた部分の国際貢献は長期的にコンセンサスづくりを行うべきである。
- j 平和主義の理念を継承し、更に発展させた上で、国際社会の平和と 発展のために積極的な役割を担うことを憲法で宣言すべきである。
- k ODA などの海外援助は、前文に国際協調の理念が述べられており、

憲法上に明文規定がなくても認められるが、明文化が望ましい。同時に、 海外援助に関して国会の関与を明文化すべきである。

1 国際協力の分野で NGO が非常に活躍する時代になっていることから、国際平和における国民の義務、役割を憲法に明記すべきである。

イ 憲法に規定する必要はないとする意見

- a 国際協力の推進に当たっては、国連憲章と憲法がともに活かされるよう積極的に努力することが重要であって、9条の下で、非軍事的な手段による支援活動を行うべきであり、憲法改正の必要はない。
- b 軍隊や軍事力によらなくても国際貢献は十分可能であり、9条を活かし、具体化することが世界への貢献となる。具体的には、災害への緊急援助、発展途上国への社会開発協力、紛争予防の外交努力、紛争後の選挙監視、人道支援等を通じて国際貢献すべきである。
- c (ODA 等の海外援助について明文化が望ましいとする意見に対し) ODA は、9条、98条2項などで国際協調主義が担保されているので、 根拠の条文は必要ない。

ウ その他の意見

- a 自衛隊の海外における人道支援活動は専守防衛の領域を超えている との批判を踏まえ、根拠法として安全保障に関する基本法などを制定す る必要がある。
- b 自衛隊の海外での活動の可否について、「武力行使との一体化」の解 釈によることは妥当ではない。本来の活動目的が達成できるような基準 を設けるべきである。
- c テロ防止は、テロの原因となっている問題を取り除くことが大事であることから、我が国は、非軍事、民生、文民の立場で国際的な役割を果たすべきである。

2 国際協力の主体

ア 自衛隊の活用に積極的な意見

a 9条を改正しないで、必要があるたびに法律を制定して国際平和協力を行うことは、ある程度限界がきており、また、世界における経済大国としての我が国の国際協力への期待に応える必要もある。そのため、9条を改正し、自衛隊を日本の防衛のほか、国際平和協力業務を行う組織として明確に位置付けた上で、国際平和、人道復興支援を中心に国際貢献をすべきである。

- b 冷戦終結後、国連が十分にその機能を発揮する条件が整えられてきていることにかんがみれば、国連を中心とした国際協力活動に自衛隊などが積極的に参加するという国連中心主義の立場に立つべきである。このような国連の活動への自衛隊の協力のあり方を明確にするために、憲法に若干の規定を設けるか、あるいは、派遣の都度に制定される個別法に代えて、自衛隊の海外派遣に関する恒久法を制定すべきである。
- c 国際協力のために自衛隊を海外に派遣する根拠規定は、前文第3段 や73条の内閣の外交権限に求めることができる。

イ 自衛隊の活用に消極的な意見

- a 国際平和協力の議論に当たって、自衛隊派遣の是非が争点となることが多いが、国際平和のためには、むしろ警察的な役割の要請が大きく、 警察官、大量破壊兵器の査察官など自衛隊以外の人材の派遣を通じた国際平和協力を重視すべきである。
- b 自衛隊の海外派遣は、憲法上認められない。9.11 テロのような危機 の発生を契機として、自衛隊を海外に派遣する動きがたびたび生じてい るが、このような動きは、憲法の基本的な部分を壊しかねない。
- c 平和憲法を持つ我が国の果たす役割は多様であるべきであり、人的 貢献について、まず自衛隊の派遣を問題にするのではなく、自衛隊以外 の人的貢献のあり方について検討すべきである。たとえば、自衛隊派遣 よりも、NGO の活動などをとり入れた外交を進めることが憲法の平和 主義につながる。

ウ 自衛隊以外の組織の活用に関する意見

- a 自衛隊とは別に国際協力を行う「国際協力部隊」を創設するという 案は検討に値する。
- b 集団安全保障への参加に関して国連待機軍という自衛隊とは別の組織をつくることは、人材、費用の面において無駄であると考える。

3 国連平和維持活動への参加

アー参加に肯定的な意見

- a 国連平和維持活動について、積極的に参加すべしとの国民合意は十分に得られている。国連安保理決議に基づく非軍事分野での紛争終結後の支援への自衛隊の出動は専守防衛を踏み出すものではなく、合憲である。
- b 国連平和維持活動をはじめとする国際平和協力活動に自衛隊が積極

的に参加する旨を、憲法に規定すべきである。

イ 参加に消極的な意見

- a 国連平和維持活動は軍事的側面を含まざるを得ない面があり、そこへ参加する場合は憲法上許されない。個々の活動内容を具体的に吟味にした上で、非軍事的分野において協力することは当然である。
- b 憲法がある限り、国連平和維持活動への参加は非武装の範囲での活動に限定されるべきであり、自衛隊の参加には反対である。

4 武器使用基準、PKO 五原則等と憲法との関係

- a 国際協力としての活動に参加する以上、武器使用も国際水準に合わせるのは当然である。
- b 憲法の枠内ということを意識して PKO 五原則を盛り込んだ PKO 法の下での活動は、世界情勢の変化に対応できずに限界が来ていることから、武力行使との一体化論を乗り越えて、国連平和維持活動のあり方を再検討すべきである。
- c 近時、国連平和維持活動は任務が拡大、変質し、重武装、強制的な武力行使を行うケースもある。このような状況の下で、我が国は国連平和維持活動の意義を十分わきまえて積極的に参加すると同時に、同活動の本来のあり方を踏まえながら、強制的措置あるいは強制的武力行使といったものの行き過ぎを是正するという側面で貢献すべきである。
- d 国連平和維持活動を行う際に、攻撃を受けている他国部隊の救助等が可能であるか否かという問題について、憲法上の問題も含め検討すべきである。

- <国際協力の推進と憲法との関係>
- ・前文及び 9 条は、国連の活動や国際社会の公共性を反映する活動に、日本が参加することを制約するものではない。ただし、9 条 2 項が存在するために、このような活動への参加が集団的自衛権と関連付けられ、制限されるおそれがあるので、同項を削除するか、又は削除の上、積極的な国際協力の推進に関する規定を設けるべきである。(田中明彦参考人)
- ・憲法は、軍事的手段ではなく平和的手段を通じて積極的に国際協力を行うことを求めており、その根拠は前文に求められる。(小林武参考人)
- ・国際協力を軍事的分野に限定して捉えてはならない。憲法に掲げる平和 主義、国際協調主義及び主権平等並びに国連の国際協力の理念を踏まえ、

我が国独自の国際協力像を構築し、これを実現するよう国連に働きかけるべきである。(松井芳郎参考人)

<国際協力の主体>

- ・紛争直後においては、民間の力での貢献が可能となるまでの間は、実力 組織によってしか効果的な貢献が望めない場合があり、その間における 自衛隊の役割は大きい。(猪口邦子公述人)
- ・9条2項に自衛のための防衛軍の創設規定を、同条3項に国連や人道、人権、平和のための国際協力活動への参加を可能とする規定を設ける。そして、国際協力活動に防衛軍が参加でき、一定条件の下に武力行使を認める旨の安全保障に関する基本法を制定することが必要である。(中曽根康弘公述人)
- ・我が国は、海外において武力行使すべきではない。これは、憲法が改正 されても、基本となるべきことである。(宮澤喜一公述人)

< 国連平和維持活動への参加 >

- ・国連軍や PKO において武力行使を伴う活動が展開される場合、その活動は「国権の発動たる戦争」に当たらないので、自衛隊の存在自体に係る憲法論議を考慮しなければ、これに自衛隊が参加することに憲法上問題はない。(松井芳郎参考人)
- ・国際平和維持活動は、現実には戦争の問題と密接に関わり、同活動への参加は、外国で行われている戦争への参加であり、憲法上認められない。 (後藤好成意見陳述者)
- < 武器使用基準、PKO 五原則等と憲法との関係 >
- ・海外における軍隊の武器使用に対して、国内法上の規制が存在すること は、世界でも例を見ない。(森本敏参考人)
- ・PKOの展開中に停戦合意が放棄され、武器を使用しなければならない場合に、自衛隊がPKOの一員として武器を使用することは、9条で禁止される「武力の行使」に当たらない。(大沼保昭参考人)

第2 国連の集団安全保障活動及び安全保障理事会

1 国連の集団安全保障活動と憲法との関係

ア 参加のために憲法を改正すべきとする意見

a 国連の集団安全保障活動に我が国は参加すべきであり、これが可能 となるように憲法を改正すべきである。特に、昨今の国連の下での活動 は複合的になってきており、多国籍軍型の活動に参加、協力できるようにすべきである。

- b 集団安全保障活動に参加することは、現行憲法上も合憲であると考えるが、憲法に明記することが望ましい。
- c 加盟国の義務として、国連の決議がある場合に国連の平和活動(国連軍、多国籍軍、平和維持活動)に参加すべきである。憲法の国際協調主義は抽象的な規定であることから、国連の平和活動への参加を憲法に明記すべきである。なお、9条は、国家主権の発動に関する規定であるのに対し、安保理決議等に基づいて加盟国として行う国連の平和活動への参加は、国家主権の制約とも言えるものであるから、別条で規定すべきである。
- d 集団安全保障の枠組に我が国がどの程度関与すべきかについて、憲法に規定すべきである。
- e 実力行使を伴わない平和的な集団安全保障活動への参加について、 憲法に明記すべきである。

イ 参加のための憲法改正は要しないとする意見

- a 現行憲法下でも、国連憲章 7章の強制措置への参加は可能であると解釈できる。憲法は国権の発動としての武力の行使を禁じているが、国連の指揮下での強制措置を禁ずる条項はないからである。したがって、自衛権行使も国連の下での集団安全保障の措置も、武力の行使を伴う場合は違憲としてきた内閣法制局の解釈をまず変更すべきである。
- b 集団安全保障活動に積極的に参加する方法としては、法治の観点から、(a)集団安全保障活動を9条の枠外と考える解釈、(b)安全保障に関する基本法の制定、(c)憲法改正の三つが考えられる。(a)の場合、集団安全保障活動は9条が禁ずる国権の発動としての武力行使ではなく、前文の国際協調主義に基づくものであり、自衛のための必要最小限度の武力行使とは別枠で認められていると解釈することが可能である。
- c 集団安全保障活動一般は法律論、憲法論としては可能であるが、どこまで関与するかは、その時点で取り得る政策の問題である。

ウ 参加に消極的な立場からの意見

a 国連憲章が定める軍事的強制措置に対しては、我が国は 9 条がある ために参加しないということを明確にした上で、国連に加盟した。この 考え方を変更することは、アジアを含む世界に対する我が国の対外的な 公約を取り消すことになる。また、このような軍事的強制措置に我が国 が参加することは、アジア諸国に対し不信感と脅威を与えるおそれがある。

b たとえ国連による制裁のための武力行使であったとしても、自衛隊 の海外派兵は自衛のための必要最小限度を超えた武力行使であり、憲法 上許されないというのが歴代内閣の解釈である。集団安全保障活動への 参加が可能となるように憲法を変える必要はない。

2 国連における常設的な実力組織の創設等の是非

ア 常設的な実力組織を創設、参加すべきとする意見

- a 国連を強化する中で、国連警察軍を創設し、我が国は、憲法の平和 主義を維持しつつ、国連警察軍に対して主権を一部移譲し、これに参加 することが望ましい。
- b 今後の国際秩序のあり方として、各国は軍備を放棄、縮小し、国連が「国連軍」あるいは「国連警察軍」を創設し、唯一の警察官としての 役割を果たすべきである。
- c 国際テロを撲滅するための国家間の警察行為として、諸国家の連合 組織をつくるべきである。また、こうした枠組に自衛隊のほか、海上保 安庁や警察を参画させることも検討すべきである。

イ 常設的な実力組織の創設、参加に消極的な意見

a 正規の国連軍が組織されたとしても、国連軍は米国の大義のために 行動し、また、その行動は日本の大義と必ずしも合致しないおそれがあ る。

3 その他の集団安全保障活動に関する事項

- a 21 世紀に我が国が平和を維持するためには、国際社会と真の協調を図らなければならず、もはや個別的自衛権や集団的自衛権だけで自国の平和を守ることは不可能である。したがって、外交に全力を尽くし、国連による集団安全保障体制の整備を促進するとともに、国連を中心としたあらゆる活動に積極的に参加すべきである。
- b イラクにおける自衛隊の多国籍軍への参加について、既に多国籍軍的 なものには、ともに行動をしてきた実績があり、根本的には日本の対応 が変わるというものではないので問題ない。
- c 多国籍軍などの任務、目的が武力行使を伴う場合には自衛隊の参加は 憲法上許されないとの政府見解を踏まえると、イラクにおける戦争遂行 を任務としている米英中心の多国籍軍への参加は、従来の政府見解に照

らして憲法に反し、また、イラク特措法の規定からしても容認され得ない。

4 安保理常任理事国入りの是非と憲法との関係

ア 安保理常任理事国入りに積極的な意見

- a 我が国は国連分担金の二割を拠出しているにもかかわらず、国際の平和と安全の維持に関する国連の意思決定への関与の度合いは低いが、拠出に見合った関与をすべきである。常任理事国入りをした上で、世界平和の構築に向けた議論に参加し、主導的役割を果たすべきである。
- b 我が国が常任理事国入りを目指し積極的な役割を果たしていく場合には、今以上に国際社会の平和と安全の維持に責任を負うことになるのは当然である。常任理事国入りした場合には、安保理の決定事項を履行すべきであり、国連軍が編成された場合に武力行使を伴う活動に参加できるように憲法を改正すべきである。
- c 常任理事国入りをしても、軍事力を行使せずに、非軍事の分野での 貢献をすることにより、その役割を十分果たすことができる。
- d 常任理事国入りを否定するものではないが、軍事力による寄与が求められるのであれば、憲法改正をせずに常任理事国入りすることは慎重であるべきである。国連改革により常任理事国としての役割が緩やかになれば、憲法を改正しなくても入ることができる。

イ 安保理常任理事国入りに消極的な意見

- a 常任理事国は、国連への軍事的貢献が求められる。軍事的貢献は、9 条に違反するので、常任理事国入りは憲法上認められない。また、日本 が非軍事に徹することを表明して国連に加盟した事情を踏まえると、9 条を改正して常任理事国入りすることは国際信義にもとり、軍事大国化 につながることから反対である。
- b 現在のような対米追随的な政策の下では、我が国が常任理事国入り をしても、安保理における米国への賛成票が増えるだけである。

ウ その他の意見

a 国連改革は、日本の常任理事国入りの問題とともに議論すべき問題である。常任理事国入りを表明するのであれば、我が国は国連改革案を打ち出すべきである。

5 国連の機能強化

- a 憲法の制定時とは国際社会における我が国の立場は変わってきており、 現在の日本の立場から国連について再検討すべきである。また、国連分 担金を 20%近く拠出している国として、その発言を十分認めさせるよう な努力をすべきである。
- b 国連の機能を充実強化するために、拒否権の見直しなど、安保理の意思決定における民主的かつ実効的なプロセスの確立が重要である。また、 敵国条項の廃止や国連分担金の負担のあり方の見直しを求めるべきである。
- c 国連改革は、イラク戦争時に見られた安保理や加盟国の動きや役割を 教訓として、国連憲章が示す方向で行うべきである。
- d 国連の方向性は、加盟国の態度により決定されることから、我が国は 憲法前文の決意の実現に努力すべきである。また、国連改革について先 導的役割を果たすことが国際協調主義の理念に沿うものであることから、 拒否権の見直しなどについて、日本はもっと積極的に提言すべきである。
- e 世界平和が瞬時に危機に陥る可能性がある今日、日本は地球上の広範囲にわたって役割を果たすべきであり、多国籍軍への参加に限定を設けるべきでない。ただし、活動への歯止めが効くように、国連への発言権を日本が確保することが必要である。

- <国連の集団安全保障活動と憲法との関係>
- ・9 条を、国際公共価値を実現するための武力行使は認められると解釈すれば、多国籍軍に参加することは同条に違反しない。(大沼保昭参考人)
- ・安保理の決議が出ている場合は、イラク戦争時のような多国籍軍には一 定範囲内で協力すべきであり、そのことは、憲法制定時には想定されて いなかった事態である。(岩間陽子参考人)
- ・安保理の授権に基づき行う加盟国による武力行使が国連の活動と認められるためには、国連がこれを統括する必要がある。国連の統括下にない活動に協力することは、「国連」への協力ではなく、授権を受けた「個々の加盟国」への協力であり、憲法違反である。(松井芳郎参考人)
- ・我が国は、憲法の原則に則り、平和的方法による国際貢献を追求すべきである。(小林武参考人)
- < 国連における常設的な実力組織の創設等の是非 >
- ・国連が、紛争の初期段階で迅速に武力行使を含めた対応をし得る待機部

隊を保持することは、現実には想定し難い。国連安保理の「容認」決議 を得た多国籍軍の展開が、現実的な対応策である。(大沼保昭参考人)

- < その他の集団安全保障活動に関する意見 >
- ・国連による制裁発動には限界があり、国家間協力の枠組において解決せ ざるを得ない。国連中心ではなく、抑止力や勢力均衡により、平和を維 持すべきである。(北岡伸一参考人)
- ・国際的な集団安全保障への参加は、前文の国際協調の理念を具体化する ものとして容認できる。ただし武力の行使は避けるべきである。(武村正 義公述人)

<国連の機能強化>

- ・国連を「道具」として積極的に活用し、我が国が国際社会において優先的に取り組むべき政策の決定権を握るために、安保理常任理事国入りを目指すことが重要である。(猪口邦子公述人)
- ・我が国の常任理事国入りは、安保理の民主化を推進する観点から支持するが、軍事的な貢献を求められた場合の対応については、十分に議論すべきである。(松井芳郎参考人)
- ・国連は世界で数少ない正当性を持った組織であるが、その活動には限界がある。その限界を踏まえた上で、国連への期待を持つべきである。(菊池努参考人)

第3 地域安全保障

1 アジアにおける安全保障の枠組の必要性

- a 国際的なテロへの対処や北東アジアの地域情勢を考慮すると、アジア 諸国が日常的な外交、協議、信頼醸成等の措置を積み重ねることにより 安全保障を確保することが重要であり、そのための安全保障の枠組を構 築すべきである。
- b 我が国の安全保障のあり方として、日米安保体制に依存するだけでなく、他の外交的選択肢を持つ意味から、アジアにおける集団安全保障機構の創設を検討すべきである。
- c 国連の平和維持機能に疑問が呈されており、他方、日米安保条約だけ に頼る自衛は危険であることから、アジアにおける地域安全保障体制を 構築すべきである。
- d 二国間の安全保障から多国間の協調システムへという基本姿勢を念頭

に、北東アジアの安全保障について、脅威をなくして協調体制を確立する方向で努力すべきである。

2 アジアにおける安全保障の枠組のあり方

ア 軍事力の行使も含む枠組を構築すべきとする意見

a アジアにおける集団安全保障機構を構築する場合には、アジア地域における問題を主体的に処理できるように、集団的自衛権の行使や集団安全保障活動への参加を前提に検討すべきである。特に、アジアの国々と安全保障条約を締結する際には、我が国も他国と同等の責任を負う必要がある。

イ 非軍事的な安全保障対話の枠組を構築すべきとする意見

- a 地域安全保障については、9条の下、平和主義の原則に根ざした平和 のための安全保障対話の枠組を構築すべきである。
- b 冷戦崩壊後、二国間同盟から地域における多国間の協調的安全保障が重視されているが、その中身は、軍事力ではなく、相互の信頼醸成の具体化である。したがって、地域安全保障、あるいは、多国間による協調的な安全保障機構は、外交的手段により中身を充実させることが大事である。

ウ その他の意見

- a 地域安全保障の枠組を設ける際に、集団的自衛権が行使できないことが我が国の安全保障の選択肢を狭めたり、外交上の足かせになる可能性がないかについて検討すべきである。
- b アジアは経済状態や政治体制の相違、歴史、文化などの点でさまざまな国を内包しており、地域的な統合の形成について、EU と同様に考えるわけにはいかない。
- c パイプラインの安全保障や使用済み核燃料の処理のあり方が地域の 安全保障問題に密着した問題として出てくるため、地域の安全保障をど のように構築するかは、日本の将来に直接関わることである。
- d 多国間協調体制を進める際、核の取扱いがエネルギーや資源の面で 大きな意味を持つ。
- e 北朝鮮問題についての六者協議を安全保障面に広げて安全保障機構 を目指すことも選択肢として考え得る。
- f 過去の侵略戦争の清算の問題等があるために、日本がアジアにおける協力関係の構築を提唱することが適切でない場合があるのではない

か。

3 地域安全保障と FTA 等の経済との関係

- a 経済の自由化と安全保障の維持は不可分であり、経済や環境分野において協調関係を構築することにより信頼関係を醸成し、それを基盤に安全保障体制を構築すべきである。
- b FTA は、軍事力のコストを下げるという意味で「経済安全保障」と位置付けられる。
- c 我が国の安全保障を考える際には、平和外交や軍事、経済問題だけに 偏るのではなく、環境や人の安全、食料安全保障などを含めてバランス よく取り組むべきである。
- d 歴史的経緯から我が国が FTA の推進過程に関与することについて慎重な意見もあり、植民地支配と侵略戦争への反省に基づく憲法の掲げる平和主義、民主主義等の諸原則を活かすとともに、経済主権及び平等互恵に配慮しつつ、対応していくべきである。
- e FTA 等により経済分野におけるアジア各国との交流を深めていくことは、安全保障上の重要な柱であり、軍事的な安全保障よりも有効に機能することが期待される。

- <アジアにおける安全保障の枠組のあり方>
- ・日米安保条約への依存はある期間までは仕方のないことであった。しかし、情勢の変わった現在では、北東アジアにおける安全保障を複数国間で解決する枠組を、我が国が積極的につくる必要がある。(岩間陽子参考人)
- ・東アジアにおいて、軍事、エネルギー、食料等を含む総合安全保障体制 を確立すべきである。(進藤榮一参考人)
- ・我が国は、アジアの国々との平和を実現する枠組を積極的につくっているというメッセージを発し、今の憲法を活かして努力する必要がある。 (吉田健一公述人)
- <地域安全保障とFTA等の経済との関係>
- ・FTA は安全保障上有益である。しかし、同時に、それがもたらす経済的な不均衡が国家間又は国内において問題となる可能性があり、FTA への過度な期待は妥当ではない。(菊池努参考人)
- ・資源の乏しい我が国にとって、資源供給国・地域の平和と安定は、我が

国の存亡にかかわることであり、一国平和主義に留まらず、資源供給国を含めた国際平和へ積極的に貢献していくことが求められる。(白石正輝公述人)

第4 国家主権の移譲と憲法との関係

- a アジアにおいて集団安全保障の枠組を構築する場合や、国連下における平和維持のための活動を行う場合に、国家主権の移譲又は制限についての憲法上の規定が必要となる場合がある。
- b 我が国は、憲法の平和主義を維持しつつ、国連警察軍の創設などによる国連の機能強化に向けて努力すべきである。国連警察軍に参加する際は、主権の一部を移譲するという形をとることが望ましい。
- c FTA の推進や、市場経済の単一化の進展に伴い、経済以外の、軍事、司法等に関する国家主権の国際機関への移譲という事態も予想されることから、国家主権の移譲について憲法上の規定を設ける必要があるか否かについて検討すべきである。
- d 国際化及び地方分権化が進展している現在、国家主権は国際機関又は 地域に移譲されつつあり、国家が主権を強化する時代は終わった。
- e 一国で対処しただけでは、民族紛争や地域紛争を解決することはできないことから、国際機関がますます重要な意義を持つ。現在の主権国家、国民国家を前提とした国連憲章を超えた議論が必要である。
- f EU 統合は主権の移譲を伴うものであるため、これまでの国家観や憲法 観が大きく影響を受けるのではないか。本来主権で守られている部分を憲 法改正という正当な手続を経ないで国際機関に移管することは、憲法違反 になるのではないか。
- g アジアにおいては、いまだ国家同士の国際紛争があることから、「国家」 概念は重要であると考える。

- <国家主権の移譲と憲法との関係>
- ・軍事力等の国家権限を委譲する「世界連邦」構想は、理想として追及すべきであるが、実現困難である。(松井芳郎参考人)

非常事態

第1 非常事態と憲法

1 憲法上の規定を設けることの是非

ア 憲法に規定することに積極的な意見

- a 大規模自然災害の場合を含め非常事態においては、内閣総理大臣に対し権限を集中し一元的に事態を処理し、人権を平常よりも制約することが必要となる場合がある。そのような措置を発動するための要件、手続及び効果(人権制約の限界等)は、憲法に規定すべきである。
- b 国民の生命及び財産を保護することは国家の最大の義務であり、非常事態においてはすべてに優先してこの義務を履行すべきである。このことを踏まえると、非常事態への対処に関する重要事項は、憲法に規定すべきである。
- c 近時、テロや不審船等、近隣諸国等からの我が国の安全に対する脅 威が顕在化しており、これへの基本的対応を憲法に規定すべきである。
- d 地域紛争、地球環境の悪化、グローバリズムの進展による相互影響 関係、テロリズムの蔓延等、現代社会は、多様な危険を内包しているが、 それにもかかわらず、非常事態への対処規定が設けられていないのは、 憲法の欠陥である。
- e 憲法に非常措置に関する規定を設けた上で、基本的人権の保護との間で法益のバランスを図る必要がある。ただし、人権保護に偏りすぎて国家を守ることができなかった場合には、原状回復もできない事態になることもある。
- f 非常事態に関する規定を設けることが憲法保障の観点から重要である。すなわち、非常事態への対処に当たっては超法規的措置の発動を誘発することが多く、それを防止するためには非常事態に関する規定が必要である。

イ 憲法に規定することに消極的な意見

- a 現行憲法が非常事態対処について明文規定を持たないことの意義、 すなわち非常事態を生じさせないよう努力すべきことが規範としてあ る。
- b 平和憲法がなかったことから起きた戦時の悲惨な体験にかんがみ、 憲法を変えるべきではない。
- c 非常事態法制を比較法的に検討するとしても、国ごとの憲法的・地

政学的条件を念頭に置く必要がある。

2 憲法上に規定する場合の規定事項等

- a 非常事態に関する規定の憲法への明記に当たっては、国の責務や国民 の権利の保護についての理念を明らかにすることが必要である。
- b 非常事態から平常時への復帰に関する条項を併せて規定する必要がある。
- c 非常時における権限集中は必要であるとしても、事後的なチェックや 不当な人権侵害の際の原状回復・損失補償等のあり方について検討する 必要がある。
- d 非常事態への対処措置の制度設計については、武力攻撃事態、大規模 テロ、大災害等の事態に分類して考えるべきである。
- e ドイツ基本法のような非常に詳細な規定を参考に、どの程度の規定ぶりが適当であるかについて、検討すべきである。
- f 非常事態に関する制度を過度に厳格なものとすると、措置を講ずる上での裁量の幅が狭くなるが、そのことによってかえって国民の利益が損なわれないよう慎重な制度設計が必要である。
- g 基本的人権の中でも特に 18条、19条、20条、21条、23条、31条以下の人身の自由などは徹底して保障されなければならない。

第2 その他

- a テロへの対処のために米国の国土安全保障省のような一元的な組織の設置を検討してはどうか。また、そのような一元的組織の設置に当たっては、単なる調整機関としてではなく、内閣総理大臣等に指揮監督権を与え、責任が明確となる組織とすべきである。
- b 事態が起きるたびに新しい法律を作るのでなく、大規模テロへの対処に ついて明確に定義付けして根拠法を制定すべきである。
- c 住民の生命と福祉を守る場合は、もっとも住民に近い自治体が深く関与 すべきである。
- d 災害の救助、救援については、自衛隊の活動よりも、消防能力の向上が 重要である。たとえば、自衛隊を縮小して災害対策用の別組織をつくる方が、 憲法の理念からは、効果的かつ現実的である。
- e 自然災害への対策は、生存権の観点から不十分であり、憲法の要請に沿ってしっかり対策を行うべきである。

(参考人等の発言)

- <憲法上の規定を設けることの是非>
- ・憲法に非常措置権が存在しないことは、それが専ら立法権行使の所産に 留まることを意味し、非常時に通常時とは異なる法制に服す根拠が不明 確である。また、非常時においてこそ、非常措置権が効果を発揮し、国 民の生命、財産等が保護されることは言うまでもなく、非常措置権を憲 法上規定すべきである。(小針司参考人)
- ・国家緊急権についての規定は憲法には存在しないが、基本的には法律で整備できる。(高見勝利参考人)
- < 憲法上に規定する場合の規定事項等 >
- ・緊急事態に関し、いくつかの大原則は憲法に規定すべきである。その細則については、できる限り一本の法律でまとめて規定すべきである。(岩間陽子参考人)
- ・憲法において、緊急事態における措置を定める原則規定を置き、下位法の中で、非常事態を危機の状況に応じて分類し、各状況に応じて対応することが、人権制限あるいは国会の関与の点で望ましい。(松浦一夫参考人)
- ・有事といった自衛権の行使で対処できる事態と、災害といった自衛権の 行使では対処できない事態を区別して、緊急事態に関する憲法上の規定 を設けるべきである。(森本敏参考人)

< その他 >

- ・緊急事態においては、ある程度の私権の制限はやむを得ないが、そのことに対する国民的合意が必要である。また、私権の制限の濫用を防ぐために民主主義の機能を健全に保つことが重要である。(小川和久参考人)
- ・9 条は、外部からの攻撃について想定していない。不測の事態に対して国民の生命等を守るのが国の役割であり、国民保護法制の整備は憲法の下で許される。(松浦一夫参考人)
- ・憲法上に非常措置権を規定し、非常時において、人権規定等が変容を受けるのであれば、人権と非常措置権とを法益考量し、両者を調整する必要がある。(小針司参考人)